官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○令和九年歌会始のお題を定められた件（宮内庁一）　一
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務四）　一
○学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件（文部科学二）　三
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産三七、三八）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業二）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通三〇）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同三一）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件（同三二）　四
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（同三三）　四
○American Bureau of Shippingから登録事項の変更の届出があった件（同三四）　四
○都市計画に関する件（東北地方整備局三、四）　四
○道路に関する件（中国地方整備局三、四）　四
〔国会事項〕
官庁事項　四
〔皇室事項〕
官庁事項　四
〔官庁報告〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　四
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　四
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　四
〔公　告〕
諸事項　五
官庁　五
社会保険労務士懲戒処分関係　五
裁判所　五
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　五
会社その他　六

その他告示

○宮内庁告示第一号

令和九年歌会始のお題は、次のように定められた。

令和八年一月十四日

宮内庁長官　黒田武一郎

旅

○総務省告示第四号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和八年一月十四日

総務大臣　林　芳正

名称	公明党本部周辺地域
期間	令和八年一月十七日から令和九年一月十六日まで
地域	東京都新宿区　南元町 信濃町 東京都港区　元赤坂二丁目（二番に限る。） 北青山一丁目（六番及び七番に接する環状三号線（外苑東通り）の部分に限る。） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○文部科学省告示第二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第二項の規定に基づき認証をした次の認証評価機関から、同条第五項の規定により、大学評価基準、評価の実施体制、評価に係る手数料の額等の変更の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月十四日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　黄川田仁志

一　公益財団法人日弁連法務研究財団
専門職大学院のうち法科大学院の評価に係る事項の変更
大学評価基準

変更前	公益財団法人日弁連法務研究財団が定める「法科大学院評価基準（令和二年九月二十三日決定）」による
変更後	公益財団法人日弁連法務研究財団が定める「法科大学院評価基準（令和七年六月二十六日決定）」による

二　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
1　大学（短期大学を除く。）の評価に係る事項の変更
評価に係る手数料の額

変更前	三百七十六万二千円に、一学部につき六十六万円を、一研究科につき六十六万円を加えた額（消費税込み）
変更後	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認証評価手数料規則」（令和七年六月改正）及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構追評価手数料規則」（令和七年六月改正）による